## 収集運搬業許可申請書(新規・更新・変更)添付書類一覧 (O:必須、Δ:該当する場合)

	法施行規則第九条の二第二項	添付書類	個人	法人
1	事業の計画の概要を記載した書類	・法施行規則様式第6号の2 (第1面~第5面)	0	0
	事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、 断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の 付近の見取図	■運搬車両 ・写真(前・横) ■運搬容器 ・写真(シート、袋等も含む) ■事務所、駐車場 ・位置図(ゼンリン地図等) ・敷地内見取図 ■積替え保管施設 ・位置図(ゼンリン地図等) ・敷地内見取図 ・敷地内見取図 ・変地内見取図 ・変地内見取図 ・変地内見取図 ・変地内見取図 ・変地内見取図 ・変地内見取図	〇 注1	○ 注1
	申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること (申請者が所有権を有しない場合には、使用する 権限を有すること)を証する書類	<ul> <li>計算書(面積、保管量)</li> <li>運搬車両</li> <li>有効期間内の自動車検査証の写し(紙車検証の場合)</li> <li>・有効期間内の自動車検査証記録事項の写し(電子車検証の場合)</li> <li>・車両を借用する場合は、上記のほか賃貸借契約書の写し等</li> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・土地を借用する場合は、土地の登記事項証明書のほか賃貸借契約書の写し等</li> <li>・土地、建物の登記事項証明書</li> <li>・土地、建物の登記事項証明書</li> <li>・土地、建物の登記事項証明書</li> <li>・土地、建物を借用する場合は、登記事項証明書のほか賃貸借契約書の写し等</li> <li>・土地公図(切り図等)(施設の位置を記載)</li> </ul>		0 注1,4
	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書 類	<ul><li>・(財)日本産業廃棄物処理振興センターの許可講習会修 了証の写し</li><li>*新規講習会(過去5年以内)、更新講習会(過去2年 以内)</li></ul>	0	0
	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調 達方法を記載した書類	・法施行規則様式第6号の2 (第8面)	0	0
	人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	<ul><li>・決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)</li><li>・確定申告書(別表一(一)、別表四)の写し(税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの)</li><li>・法人税の納税証明書(その1・納税額等証明用)</li></ul>		〇 注2,4,5
7	資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	■青色申告者 ・法施行規則様式第6号の2(第9面)及びその内容を証する書類(直前期の確定申告書(青色申告決算書の貸借対照表)の写し)直前3ヵ年の ・確定申告書(第一表、青色申告決算書の損益計算書)の写し(税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの。マイナンバー部分は判読できないよう加工したもの。) ・申告所得税の納税証明書(その1.納税額等証明用) ■白色申告者 ・法施行規則様式第6号の2(第9面)及びその内容を証する書類(預金残高証明書、固定資産評価証明書)直前3ヵ年の ・確定申告書(第一表、収支内訳書の表紙)の写し(税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの。マイナンバー部分は判読できないよう加工したもの。)		

		・申告所得税の納税証明書(その1. 納税額等証明用)		
8	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書		注2,4,5
	該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関 する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に 規定する登記事項証明書をいう。以下同じ)	・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項 証明書	○ 注3,4,5	
	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当 しない者であることを誓約する書面	・法施行規則様式第6号の2 (第10面)	注5	注5
	者である場合には、その法定代理人の住民票の写	<ul><li>・法定代理人の住民票の写し(本籍地の記載があるもの。 マイナンバーの表示がないもの。)</li><li>・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項 証明書</li></ul>	<u>人</u> 注3,4,5	<u>△</u> 注3,4,5
	役員(相談役、顧問を含む)の住民票の写し並び に成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登 記事項証明書	・役員の住民票の写し(本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。) ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		○ 注3,4,5
	民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該 当しない旨の登記事項証明書 (これらの者が法人 である場合には、登記事項証明書)	<ul><li>■個人株主</li><li>・住民票の写し(本籍地の記載のあるもの。マイナンバーの表示がないもの。)</li><li>・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</li><li>■法人株主</li><li>・登記事項証明書</li></ul>		○ 注3,4,5
	合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見	・使用人の住民票の写し(本籍地の記載のあるもの。マイナンバーの表示がないもの。) ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項 証明書	<u>△</u> 注3,4,5	<u>△</u> 注3,4,5
その	原許可証の原本	更新申請、変更許可申請の場合のみ	Δ	Δ
他	申請手数料	産業廃棄物 : 新規81千円、更新73千円、変更71千円 特別管理産廃: 新規81千円、更新74千円、変更72千円	0	0

- \* P C B 廃棄物を収集運搬する場合は、下記の書類を添付する。(法施行規則第十条の十二第三項)
  - ・運搬容器の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図)及び写真
  - ・連絡設備の一覧表及び写真
  - ・緊急時の連絡体制、連絡先を記載した書面
  - ・応急措置設備の一覧表及び写真
  - ・緊急時対応マニュアル
  - ・作業監督者及びその他の作業従事者の一覧表
  - ・作業監督者の講習会修了証の写し
  - ・その他の従事者の教育概要を記載した書面
- \*運搬船については、下記の書類を添付する。
  - ・船舶の写真、船舶国籍証明書、船舶検査証書、内航定期傭船契約書(申請者が所有者でない場合)
- \*申請内容によっては、その他必要な書類を求める。
- 注1) 更新・変更許可申請の場合、その内容に変更がない場合に限り、2 及び3 に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。この場合、「添付書類省略申出書(様式3-21)」を添付する。
- 注2) 直前の事業年度に係る有価証券報告書(証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項に規定する有価 証券報告書をいう。)の提出に代えることができる。
- 注3) 有効な先行許可証の提出により、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」を省略することができる。変更許可申請にあたり有効な先行許可証を提出する場合は、「住民票の写し」も省略することができる。

- この場合、「先行許可証の提示について(様式3-22)」を添付する。
- 注4) 「不動産登記事項証明書」、「納税証明書」、「登記事項証明書」、「住民票の写し」、「成年被後見人及び被保佐人に 該当しない旨の登記事項証明書」は、申請の前3か月以内に発行されたものとし、複写による提出でよい。(申請時に原 本照合を行う。)
- 注5) 同業の更新許可申請と変更許可申請を同時に行う場合は、 $6\sim14$ の書類は更新許可申請書に添付し、変更許可申請書には「添付書類省略申出書(様式3-23)」を添付することにより $6\sim14$ の書類の添付を省略することができる。また、産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請を同時に行う場合は、 $6\sim14$ の書類は産業廃棄物収集運搬業の申請書に添付し、特別管理産業廃棄物収集運搬業の申請書には「添付書類省略申出書(様式3-24)」を添付することにより $6\sim14$ の書類の添付を省略することができる。